

広島県告示第五百八十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によって、福山港に係る港湾隣接地域の変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和六年六月三日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 期日

令和六年六月二十一日 午後七時三十分

二 場所

福山市鞆町鞆四二三番地一

福山市鞆交流館 大会議室

三 変更しようとする地域

福山港福山地区（その四）